限定承認公告

本籍千葉県市原市八幡一〇五八番地三、最後の住所千葉県市原市八幡一〇五八番地三

被相続人　亡　山口　久男

右被相続人は平成二十八年七月三十日死亡し、その相続人は平成二十九年二月七日千葉家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月十七日

千葉県市原市八幡一〇五八番地三

相続財産管理人　山口　章子

千葉市中央区中央四丁目一七番三号袖ヶ浦ビル六階　佐野総合法律事務所

右代理人弁護士　島田　直樹

限定承認公告

本籍東京都足立区綾瀬七丁目七一一番地、最後の住所東京都足立区綾瀬七丁目一〇番二〇号

被相続人　亡　清水　三郎

右被相続人は平成二十八年十月十三日死亡し、その相続人は平成二十九年二月三日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月十七日

東京都足立区青井四丁目一七番七号ルビナスビル三〇一

相続財産管理人　清水　実

限定承認公告

本籍東京都江東区大島七丁目二二二番地、最後の住所埼玉県八潮市中央一丁目八番地一〇第五昼間ハイツ一〇二号

被相続人　亡　菱山　昭一

信託事務終了公告

今般左記社債に関する信託事務を終了いたしましたので、担保付社債信託法第五十八条に基づき公告いたします。

平成二十九年二月十七日

東京都千代田区永田町二丁目一一番一号山王パークタワー　ドイチェ信託株式会社

株式会社ＭＢＫＰ　Ｒｅｓｏｒｔ第１回物上担保付社債（分割制限付少人数私募）

総計算書（単位　円）

区分	総額	支払額	未払額
元金	四一、二六一、〇〇〇、〇〇〇	四一、二六一、〇〇〇、〇〇〇	〇
利金	二〇、五四二、一一〇	二〇、五四二、一一〇	〇
計	四一、二八一、五四二、一一〇	四一、二八一、五四二、一一〇	〇

右被相続人は平成二十八年十一月七日死亡し、その相続人は平成二十九年二月八日さいたま家庭裁判所越谷支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月十七日

東京都江東区大島三丁目二三番四号

相続財産管理人　伊藤百合子

限定承認公告

本籍茨城県笠間市笠間一三八九番地三、最後の住所神奈川県三浦郡葉山町長柄四五九番地の二メゾン桜山二〇三号

被相続人　亡　大槻　久英

右被相続人は平成二十八年九月十二日死亡し、その相続人は平成二十九年二月九日横浜家庭裁判所横須賀支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月十七日

東京都墨田区東駒形四丁目一九番地五メゾンぶんか二〇一号室

相続財産管理人　大槻　晴彦

任意清算公告

当社は、平成二十九年一月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年二月十七日

宮城県栗原市若柳字川南南町三五番地

合資会社**菅**儀商店

代表社員　菅原　洋子

新設分割公告及び合併公告

当社（甲）は、平成二十九年四月三日に株式会社にしきと商号を変更し、新設分割により新設する錦工業株式会社（住所北海道岩見沢市栗沢町最上四八九番地一）に対して甲の営む全事業に関する権利義務の一部を承継させることにいたしました。

また、右新設分割の効力が生じることを条件として、甲及び株式会社旭ダンケ（乙　住所北海道旭川市東鷹栖東三条四丁目二一六三番地）は合併し、乙は甲の権利義務の全部を承継して存続し、甲は解散することにいたしました。

この会社分割及び吸収合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年十月十三日

掲載頁　六十頁（号外第二二七号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年六月三日

掲載頁　四十四頁（号外第一二四号）

平成二十九年二月十七日

北海道岩見沢市栗沢町最上四八九番地一

（甲）錦工業株式会社

代表取締役　山下　裕久

北海道旭川市東鷹栖東三条四丁目二一六三番地

（乙）株式会社旭ダンケ

代表取締役　山下　裕久

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金七億二千万円（但し、優先出資（二号）につき金七億二千万円）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年四月十二日

掲載頁　六十三頁（号外第八十五号）

平成二十九年二月十七日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング

サイドスリー特定目的会社

取締役　須貝　信

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金三億九千万円減少し金百七十三億八千六百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年十月二十八日

掲載頁　八十四頁（号外第二四〇号）

平成二十九年二月十七日

東京都中央区銀座一丁目六番一一号アースタックス税理士法人内

ホワイトベース特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億八千万円減少し金百三億四千七百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年十月二十八日

掲載頁　八十三頁（号外第二四〇号）

平成二十九年二月十七日

東京都中央区銀座一丁目六番一一号アースタックス税理士法人内

デイジー特定目的会社

取締役　中村　武

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を金一億八千万円減少して、金百三億四千七百万円とし、発行済優先出資一万八千口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十九年三月二十一日までに当社にご提出下さい。

平成二十九年二月十七日

東京都中央区銀座一丁目六番一一号アースタックス税理士法人内

デイジー特定目的会社

取締役　中村　武

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　二月十五日付特第二号二ページ
調達第三二号三二ページ

ージ●同月十七日付第三二号六四ページ●同日付政府

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）